

指定放課後等デイサービス事業所管理者 殿  
(那覇市含む)

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課事業指導支援班

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に係る  
3月サービス提供分の放課後等デイサービスの請求に関する留意点について

今般の新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業によるサービス利用料の増について、3月10日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」に基づき、学校の一斉臨時休業により追加的に生じたサービス分に係る利用者負担及び地方負担に係る部分については、国が費用負担します。(別添参考1、参考2を参照)

つきましては、各事業所におかれましては、その額の算出に当たっての事前準備を以下のとおり行っていただきますようお願いいたします。

### 1 請求の切り分け準備

3月提供分については、3月2日より春休み開始までの間で小学校臨時休業に伴うサービス提供に係る基本報酬は、学校休業日として算定し、国保連に請求をお願いいたします。

それに加え、次の①～④の経費に係る児童毎の切り分けを事前をお願いします。

- ① 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業に行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

その切り分けについて、簡便に使用できる計算シートが国から提供されましたので、別添計算シートを御確認のうえ、3月サービス提供分の報酬を請求する市町村に提出するようお願いいたします。

### 2 3月サービス提供分の利用料の請求額の算出について

ア 保護者に3月サービス提供分の利用料を請求する際には、学校臨時休業がなかった場合の利用料(一般的には、当初から3月に予定していた利用分に相当する利用料)のみを請求していただき、保護者の負担感軽減に配慮した取扱いとするようお願いいたします。

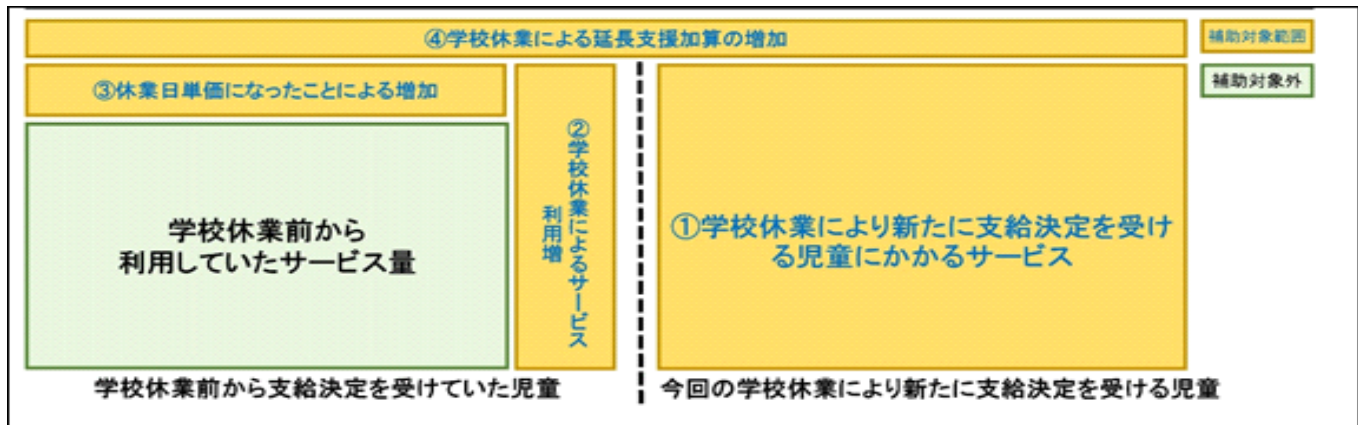
実際に請求すべき3月サービス提供分の利用料と、アとの差額については、今後、3月サービス提供分の報酬を請求した市町村に対して、事業所による補助金申請で補填される見込みとなっておりますので、児童毎の把握もあわせてお願いします。

なお、国保連合会システムの請求にあたっては、事業所が国保連合会へ提出する請求明細書の決定利用者負担額欄等には、今後市町村へ補助金を申請するアとの差額分を含めた実際のサービス提供分の利用料の費用としていただくようお願いいたします。

お問い合わせさき  
沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課  
事業指導支援班 名嘉  
TEL 098-866-2190

別添

参考 1



参考 2

令和 2 年 3 月 24 日市町村あて厚生労働省事務連絡

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q & A について（3 月 24 日版）

▼サービス利用の増に伴う利用者負担の増加への配慮

Q10-2. 学校の臨時休業に伴いサービス利用量が増加したことにより、保護者の利用料が増えたことに対する公的支援はありますか。

A10-2. 3 月 10 日に決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第 2 弾—」に基づき、学校の一斉臨時休業により、3 月 2 日から春休みの開始までの間の放課後等デイサービス利用量が増加したことに伴う利用料の増加額相当について、全額国庫補助することとしています。

具体的には、以下に該当する利用者負担です。

- ① 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

本補助の円滑な実施のため、都道府県等は、管内事業所に対し、3 月サービス提供分について、あらかじめ事業者にも、上記①～④の経費に係る児童ごとに切り分けを依頼してください。（後日、切り分けの際、簡便に使用できるシートを添付し、正式に依頼致します）

また、保護者に 3 月分の利用料を請求する際には、学校臨時休業がなかった場合の利用料（一般的には、当初から 3 月に予定していた利用分に相当する利用料）のみを請求していただき、保護者の負担感軽減に配慮した取扱いとしていただけますようお願いいたします。